

## 証券取引等清算業務における参加者破綻処理対応等に係るリスク管理制度の強化に関する制度要綱

2017年9月28日

株式会社日本証券クリアリング機構

### I. 趣旨

当社は、証券取引等清算業務（我が国の全ての取引所金融商品市場及び私設取引システム（PTS）における株券等の現物取引並びに大阪取引所における市場デリバティブ取引に係る金融商品債務引受業をいう。以下同じ。）、OTCデリバティブ清算業務及び国債店頭取引清算業務を行う清算機関として、我が国の金融システムにおけるシステミック・リスクを遮断する重要な役割を担うことが期待されている。

こうした役割を十全に果たすため、当社は、リスク管理制度を整備してきたところであるが、CPMI-IOSCOが策定した「清算機関の強靱性及び再建（FMI原則に関する追加ガイダンス）」などの最近の国際的な規制等を踏まえ、証券取引等清算業務に関して、国際的な規制の内容等を踏まえた所要の制度改正を行い、参加者破綻処理対応等に係るリスク管理制度の一層の強化を図ることとしたい。

### II. 概要

項目	概要	備考
1. 事前拋出財源の継続維持のための取引証拠金所要額の引上げ制度の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>FMI原則に関する追加ガイダンスなどの国際的な規制の内容に鑑み、市場デリバティブ取引に係る損失補償制度のより一層の高度化を実現すべく、事前拋出財源のみによってストレス市場環境において想定される損失額をカバー可能な状態とするための取引証拠金所要額の引上げ制度を整備する。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>事前拋出財源とは、清算参加者の破綻に先立って清算機関が確保している損失補償財源をいい、市場デリバティブ取引においては、不履行清算参加者の取引証拠金等、取引所及び当社による拋出額並びに清算基金</li></ul>

項 目	概 要	備 考
(1) 引上げ要否の判断基準及び判定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、国債先物等清算資格及び指数先物等清算資格のそれぞれについて、清算参加者の「担保超過リスク額」に対して、以下の①～③の合計額に不足が生じた場合には、当該不足額をカバーすべく、当該清算参加者に係る自己分の取引証拠金所要額の引上げを行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 第三者（市場運営者）による損失補償により受領する財産</li> <li>② 当社の証券取引等決済保証準備金</li> <li>③ 各清算参加者の清算基金所要額の合計額</li> </ul> </li> <li>・ 清算参加者の「担保超過リスク額」とは、清算参加者に係る自己口座及び各委託口座に係るストレス時リスク相当額が、各口座の取引証拠金等の預託額相当額を超える額（委託口座にあつては、正の額に限る。）を合計した額をいう。</li> </ul>	<p>を指す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「ストレス時リスク相当額」とは、ストレスシナリオ（清算基金所要額の計算に係るストレスシナリオと同じ。）の下で未決済約定から生じる損失額をいう。</li> <li>・ 取引証拠金等とは、取引証拠金及び国債先物等清算資格に係る当初証拠金をいう。</li> </ul>
(2) 取引証拠金所要額の引上げ額	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ (1) により清算参加者の自己分の取引証拠金所要額の引上げを行う場合の当該引上げ後の取引証拠金所要額は、清算参加者の自己口座に係る取引証拠金の預託額に、(1) により計算された不足額を加算した額とする。</li> </ul>	
(3) 関係会社等に該当する他の清算参加者が存在する場合の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清算参加者に、関係会社等に該当する他の清算参加者が存在する場合の(1)の不足額は、国債先物等清算資格及び指数先物等清算資格のそれぞれについて、当該清算参加者及び他の清算参加者の「担保超過リスク額」（正の額に限る。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 関係会社等とは、ある会社の子会社及び関連会社並びに当該ある会社の親会社、当該親会社の子会</li> </ul>

項 目	概 要	備 考
<p>(4) 引上げ後の取引証拠金所要額の預託時限等</p> <p>2. 市場デリバティブ取引に係る清算業務の制度見直し等に伴う基準PML額の見直し</p>	<p>の合計額に対して(1)の①～③の合計額に不足が生じた場合の当該不足額とし、当社は、当該不足額をカバーすべく、当該清算参加者及び他の清算参加者に係る取引証拠金所要額の引上げを行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ この場合において、各清算参加者の取引証拠金所要額の引上げ額は、各清算参加者の自己口座に係る取引証拠金の預託額に、当該不足額を各清算参加者の「担保超過リスク額」で按分した金額を加算した額とする。</li> <li>・ 当社は、各取引日の終了時点の確定した自己分及び委託分の各口座の建玉状況に基づき各清算参加者に係る取引証拠金所要額の引上げの要否の判定等を行い、取引証拠金所要額の引上げが適用される清算参加者に対して、当該引上げ額等を通知する。</li> <li>・ 清算参加者は、自己分の取引証拠金所要額の引上げにより取引証拠金預託額に不足が生じた場合は、引上げに係る通知を受領した日の午後2時までに当該不足額以上の額の追加預託を行うものとする。</li> <li>・ 市場デリバティブ取引に係る清算業務の制度見直し<sup>(注1)</sup>等に伴い、清算基金所要額の計算に用いる基準PML (Probable Maximum Loss) 額の計算方法について、以下の①～③のとおり、当該制度見直し中「清算機関における口座設計方法の見直し」を踏まえた更なる精緻化等を行う<sup>(注2)</sup>。</li> </ul>	<p>社及び当該親会社の関連会社をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当該取引証拠金所要額の引上げ要否の判定は取引日の翌営業日の午前5時40分以降となる。</li> <li>・ 引上げ額等の通知は、電子メール等により行う。</li> </ul>

項 目	概 要	備 考
	<p>① 清算参加者の基準PML額は、国債先物等清算資格及び指数先物等清算資格のそれぞれについて、「清算機関における口座設計方法の見直し」後の各口座に関して、ストレスシナリオの下で未決済約定から生じる損失額（PFE：ポテンシャル・フューチャー・エクスポージャー）から取引証拠金額を控除した額（委託口座にあつては、正の額に限る。）を合計した額とする。</p> <p>② ①においてPFEから控除する取引証拠金額は、国債先物等清算資格及び指数先物等清算資格のそれぞれについて、当日の取引証拠金所要相当額（1. による引上げ額を除く。）とする。</p> <p>③ 期間最大基準PML額（清算基金所要額の総額）の各社への按分は、国債先物等清算資格及び指数先物等清算資格のそれぞれに係る取引証拠金所要相当額の清算基金所要額算出基準日からさかのぼって1か月間の平均額によることとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行は、自己分については当日の取引証拠金預託額、委託分については前日の取引証拠金所要額を、ストレス時リスク相当額全額に対する清算資格ごとのPML額の割合により按分した額としている。</li> <li>・ 現行は、市場デリバティブ取引に係る取引証拠金額を、清算資格ごとのPML額によって按分した額の1か月の平均額によることとしている。</li> <li>・ 取引証拠金所要相当額とは、それぞれの清算資格に係る商品の未決済約定についてSPANによ</li> </ul>

項 目	概 要	備 考
<p>3. 清算基金現金の資金決済への一時利用</p> <p>(1) 現金所要額の導入</p> <p>(2) 清算基金現金の資金流動性資源への一時利用について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 清算参加者（証券取引等清算業務に係る清算資格を有する者をいう。以下同じ。）の決済不履行時において、他の清算参加者から当社が預託を受けた清算基金（証券取引等清算業務に係る清算基金に限る。以下同じ。）現金を資金決済に一時利用できるよう以下のとおり所要の制度整備を行う。</li> <li>・ 清算参加者は、清算基金所要額のうち、一定の金額（以下「現金所要額」という。）以上の額を金銭（日本円に限る。以下同じ。）にて当社に預託しなければならないものとする。</li> <li>・ 現金所要額は、清算基金所要額から当社が定める額（当分の間、10億円とする。）を差し引いて得た額の半額（円位未満の端数が生じた場合は、切り上げる。）とする。</li> <li>・ 当社は、清算参加者が決済を履行しない場合において、当社が他の参加者への決済等を履行するため必要な資金流動性額が、当該不履行清算参加者が当社に預託している金銭及び引取り停止としている金銭並びに当社が他の方法等により得た又は得る見込みの金銭の合計額を超えているときは、当該清算参加者以外の清算参加者（以下「非破綻参加者」という。）が当社に対して金銭により預託した清算基金を一時利用して証券取引等清算業務における資金決済に充てる</li> </ul>	<p>り計算した取引証拠金所要額をいう。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 海外清算機関においても、同様の取組みが行われている。</li> <li>・ 現在は、清算基金所要額全額について、有価証券により代用することが可能。</li> <li>・ 預託時限は現行と同じ。</li> <li>・ 具体的には、当社が保有する現金及び預金（他の者から預託を受けた金銭を除く。）のほか、銀行等との間で締結している流動性供給契約により確保している資金流動性財源（足元で</li> </ul>

項 目	概 要	備 考
(3) 一時利用額の上限	<p>ことができるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>当社が(2)により一時利用する清算基金現金は、当該不履行日の前営業日において非破綻清算参加者に適用されている現金所要額の合計額を限度とする。</li> </ul>	<p>は、約1.5兆円)を優先的に資金流動性資源として用いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>各非破綻参加者への配賦は、決済不履行日における現金所要額により按分して行う。</li> </ul>
(4) 一時利用中の清算基金現金の返戻の停止	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社は、(2)により清算基金を一時利用している間、非破綻参加者に対する清算基金(金銭に限る。)の返戻を停止できるものとする。</li> </ul>	
(5) 一時利用の終了	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社は、一時利用の原因となっていた決済不履行に係る決済等の結了後遅滞なく当該一時利用を終了し、当該一時利用前の保管形態への回帰を行うものとする。</li> </ul>	
(6) 利子相当額の支払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>当社は、(5)の一時利用の終了の際に、市中金利水準及び利用期間に応じた利子相当額を一時利用の対象となった清算基金現金を預託している非破綻参加者に支払うものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利子相当額の算出にあたっては、日本銀行が公表する無担保コールオーバーナイト物レートの加重平均値を参考にする。</li> </ul>
4. 破綻参加者ポジション等の処分ルールを整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>清算参加者の債務不履行により生じる損失を軽減できるよう、破綻参加者(支払不能等を事由として当社が債務の引受けを停止した清算参加者をいう。以下</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>海外清算機関においても、同様の取組みが行われている。</li> </ul>

項 目	概 要	備 考
(1) オークションによる処分	<p>同じ。)の未決済約定及び代用有価証券の処分方法を市況等に応じて選択できるようにするなど、証券取引等清算業務における破綻参加者の未決済約定及び代用有価証券の処分ルールを以下のとおり整備する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、市場における売買・取引により破綻参加者ポジション（破綻参加者の未決済約定をいう。以下同じ。）の処分を開始することとし、当該方法によってもポジションを速やかに処分できなかった場合であって、残ポジションの銘柄構成、規模及び市況等を勘案し必要と認めるときは、オークションにより当該破綻参加者ポジションを処分することができるものとする。</li> <li>・ 入札時間等のオークション実施に必要な事項は、当社がその都度定めるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在は、当該破綻参加者又は他の清算参加者をして、整理（市場での売買・取引）を行わせることのみを想定。</li> </ul>
(2) オークション落札インセンティブ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 破綻参加者ポジションの処分により生じた損失を非破綻参加者が当社に預託した清算基金によって補填する場合は、(1)のオークションで落札した清算参加者の全部又は一部の清算基金は、当該落札清算参加者以外の清算参加者の清算基金の使用後に使用するものとする（劣後費消）。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ オークションの落札価格向上のための取組み。</li> </ul>
(3) 代用有価証券の処分の柔軟化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、清算参加者が決済を履行しない又はそのおそれがあると当社が認めたときに、破綻参加者が当社に預託している代用有価証券（清算基金及び取引証拠金その他の担保について有価証券により代用している場合における当該有価証券をいい、原則として、顧客の直接預託分の取引証拠金を除く。以下同じ。）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現行は、破綻参加者ポジションの処分後に、代用有価証券を処分することとしている。</li> <li>・ 例えば、破綻参加者が当社に引</li> </ul>

項 目	概 要	備 考
(4) ヘッジ取引について	<p>を処分できることとし、その処分の方法・時期については、当該参加者が当社に預託している代用有価証券の構成、規模及び市況等を勘案し当社がその都度定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 当社は、破綻参加者ポジション（代用有価証券を含む。）の構成、規模及び市況等を勘案のうえ、当該破綻参加者ポジションの整理を行うまでの間の価格変動リスクを軽減する観点から当社が必要と認めるときは、当該破綻参加者の計算により、他の清算参加者をして当社が適当と認めるヘッジ取引を行わせることができるものとする。</li> </ul>	<p>き渡す予定であった有価証券と当該破綻参加者が当社に預託している代用有価証券に同一銘柄があるときは、当該代用有価証券を決済に充当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 代用有価証券の処分に係る費用と同様、ヘッジ取引に係る損失・費用は、参加者破綻処理により発生する損失に含める。</li> </ul>

(注1) 市場デリバティブ取引に係る清算業務の制度見直しについては、本年3月31日公表の「市場デリバティブ取引に係る清算業務の制度見直し等に関する制度要綱」(<https://www.jpx.co.jp/jscc/cimh1100000001ri-att/ListedProducts20170331.pdf>)を参照

(注2) 清算基金所要額の計算に係る破綻想定社数（最大のストレス時リスク相当額となる清算参加者1社及び純財産額が下位の5社）や清算基金所要額算出基準日からさかのぼって6か月間の最大値を清算基金所要額の総額とする部分については、現行どおりとする。

### III. 実施時期

II 3. 及び4. を除き、次期デリバティブ清算システムの稼働（2018年第1四半期を目途）にあわせて実施し、II 3. 及び4. は2018年2月を目途に実施する。これらの実施に際しての取扱いは、必要に応じて定める。

以 上